様式第１号

安芸市介護保険受領委任払いに関する同意書

年　　月　　日

安　芸　市　長

被保険者に対して事業者が実施する福祉用具購入又は住宅改修について、被保険者及び事業者は、安芸市介護保険受領委任払いに関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従い、介護保険法及び介護保険施行規則等（以下「関係法令」という。）を遵守することを誓約し、誠実に受領委任払いを行うことに同意します。

被保険者　　住　　所
　　氏　　名　　印

事 業 者　　所 在 地
　　事 業 者 名
　　代表者氏名　　印

□福祉用具購入費

□ 腰掛便座　□ 入浴補助用具　□ 自動排泄処理装置の交換可能部品 □ 簡易浴槽　□ 移動用リフト

□住宅改修費

改修工事箇所	： □ 浴室　□ 廊下　□ 玄関　□ 洗面所　□ 階段　□ 台所 □ トイレ　□ 居室　□ その他（　　）
改修工事内容	： □ 手摺りの取付け　□ 段差解消　□ 滑りの防止等のための床材の変更 □ 引き戸等への扉の取替え　□ 洋式便器等への便器の取替え　□ その他

＜留意事項＞

１　受領委任払いは、要介護認定又は要支援認定を受けており、かつ、介護給付額の減額及び支払い方法の変更となっていない方が対象です。（取扱要領第３条）

２　福祉用具購入後又は住宅改修工事の完了後、被保険者は介護給付の対象となる費用のうち、介護保険負担割合証に示された割合（以下「自己負担金」という。）を事業者へ支払い、事業者はその領収書を被保険者へ発行してください。（取扱要領第５条）

３　福祉用具購入費又は住宅改修費の支給に関して必要があると市長が認めたときは、事業者に対して報告、提出、出頭を求め、又は事業者への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することがあります。なお、関係法令、取扱要領又はこの留意事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。（介護保険法第 45 条第８項、同法第 57 条第８項）